

議案第69号

西海市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

西海市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和6年11月29日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

西海市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年西海市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8）食料手当

第9条第2項中「月当たり、船長については、給料月額に100分の8、船長を除くその他の職員については、給料月額に100分の4を乗じて得た額」を「1航海（往路又は復路を航海することをいう。）につき80円」に改める。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（食料手当）

第10条 食料手当は、交通船に勤務する職員に支給する。

2 前項に規定する手当の額は、乗船勤務1日につき1,000円とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 新旧対照表

## 西海市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>西海市職員の特殊勤務手当に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第46号</p> <p>第1条 (略) (手当の支給及び種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定により支給する特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 食料手当</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>第3条～第8条 (略) (航海手当)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、<u>1 航海 (往路又は復路を航海することをいう。)</u>につき80円とする。</p> <p><u>(食料手当)</u></p>	<p>西海市職員の特殊勤務手当に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第46号</p> <p>第1条 (略) (手当の支給及び種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定により支給する特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>第3条～第8条 (略) (航海手当)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、<u>月当たり、船長については、給料月額に100分の8、船長を除くその他の職員については、給料月額に100分の4を乗じて得た額</u>とする。</p>

新	旧
<p><u>第10条</u> 食料手当は、交通船に勤務する職員に支給する。</p> <p><u>2</u> 前項に規定する手当の額は、乗船勤務1日につき1,000円とする。</p> <p>(火葬業務手当)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p>(支給の方法)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p> <p><u>2</u>及び<u>3</u> (略)</p> <p>(補則)</p> <p><u>第13条</u> (略)</p>	<p>(火葬業務手当)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p>(支給の方法)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p> <p><u>2</u>及び<u>3</u> (略)</p> <p>(補則)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。